



令和8年度
就学相談のしおり

～お子さんに合った学びの場を
一緒に考えるために～

令和8年4月

目黒区教育委員会

■ 目次

はじめに	1
I 就学相談の流れ	2
就学支援委員会等開催予定一覧	4
II 学びの場の種類	5
1 学びの場の概要	5
2 学びの場の種別や学習・指導、支援の内容など	6
III 就学先と障害のめやす	7
1 特別支援学級(固定学級)が対象とする障害の程度	7
2 特別支援学校が対象とする障害の程度	7
目黒区の自閉症・情緒障害特別支援学級	8
IV 現在、小・中学校に在籍のお子さんの相談	9
1 転学相談	9
2 特別支援教室への入室、難聴・言語障害通級指導学級への入級	9
【資料集】	10
学びの場ごとの学級・学校一覧	10
通学区域	14
目黒区立小・中学校マップ	15
学校の見学について	16
就学支援シートの活用	17
その他関連事業	18
校舎改築・新校舎整備計画	21
用語集	22
特別支援学校・特別支援学級・通級による指導の対象となる障害種と程度	24
医師診察記録（肢体不自由特別支援学級、 自閉症・情緒障害特別支援学級就学相談申込用）	25

はじめに

お子さんの小学校・中学校への入学にあたり、

「学校生活について少し心配がある」

「どんな学びの場が合っているのだろう」

と感じることは、決して特別なことではありません。

目黒区では、こうした不安や疑問について、
保護者の方が気軽にお話しできる機会を設けています。

例えば、次のような内容についてお話しいただけます。

- ・ 集団での生活や学習について、少し気になることがある
- ・ 小学校入学を控え、学校選びや学校生活について相談したい
- ・ 特別支援学校、特別支援学級、特別支援教室について聞きたい

「相談するかどうか迷っている」という段階でも、ご利用いただけます。

お子さんの様子やこれまでの成長を踏まえ、
保護者の方のお子さんへの思いや考えを大切にしながら、話を進めます。

そして、お子さんが安心して学校生活を送ることができる学びの場を、
一緒に考え、決めていくお手伝いをしていきます。

このしおりでは、


- ・ どのような流れで学びの場を検討していくのか
- ・ 学びの場にはどのような選択肢があり、どのような特色があるのか

について、初めての方にも分かりやすくご紹介しています。

関連する情報についてもまとめています。

読み進める中で、不安に思われたことや迷われたことがありましたら、
そのお気持ちを大切にしながら、一緒に考えていきますので、
どうぞお気軽にご連絡ください。

I 就学相談の流れ 令和9年4月の就学までの流れは、次のとおりです。

1	相談の申込	<p>オンラインフォームまたは電話でお申し込みください。 申込時期は右ページをご参照ください。</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: space-between;"> <div style="text-align: center;"> <p style="background-color: #444; color: white; padding: 2px 10px; border-radius: 5px;">オンラインフォーム</p>  </div> <div style="text-align: right;"> <p>電話（就学相談係） 03-5722-9305 [平日9:00-17:00]</p> </div> </div>
2	就学相談員から電話	<p>今後の手続きなどの説明、就学相談員との面談日の日程を調整させていただきます。</p>
3	就学支援ファイル到着・記入	<p>お子さんの様子や就学先のご希望などをご記入いただく書類(就学支援ファイル)をご自宅にお送りしますのでご記入ください。</p> <p>■ 就学相談員との面談の際にお持ちください。</p>
4	就学相談員と面談(目黒区総合庁舎)	<p>現在のお子さんの様子やご心配なこと、希望される支援の内容、就学先の希望などを伺います。 学校での支援体制などの必要な情報もお伝えします。</p>
5	必要書類提出	<p>右ページ記載の提出書類を提出してください。</p> <p style="text-align: center;">申込締切 就学支援委員会の 1 か月前 まで</p>
6	お子さんと一緒に就学支援委員会に参加	<p>医師や学校長である委員との面接、小集団でのお子さんの行動観察などを行い、お子さんにとって望ましい学級・学校などを検討します。</p> <p>➡ 就学支援委員会の日程 P4</p>
7	検討結果到着(約2週間後)	<p>保護者の方の希望と異なる種別の就学先や支援を提案する場合があります。 必要に応じて継続して相談を行います。</p>
	<p>※ 授業体験（特別支援学級 や 特別支援学校 が適当とされた場合）</p> <p>お子さんが授業に参加している様子を見て、就学先検討の参考にすることができます。</p>	

8	就学先の決定	<p>通常の学級又は就学支援委員会の意見に基づく学びの場から就学先を選択します。</p> <p>就学先については可能な限り、お子さんや保護者のご意向やご希望を尊重し、必要な支援や配慮を検討した上で教育委員会が決定します。</p>
9	就学通知書到着 (12月下旬～)	<p>学校運営課(都立の場合は東京都教育委員会)から就学通知書が郵送されます。</p> <p>就学相談中の場合は終了次第郵送されます。</p>

■ 申込時期・申込締切

概ね4月下旬から9月末までとしますが、10月以降も必要に応じて受付します。ただし、以下の学級は締切がありますので、ご注意ください。

学級種別	学校名・学級名	申込締切日
肢体不自由特別支援学級	油面小 わかたけ学級	9月30日(水)
	大鳥中 7組(わかたけ)	9月30日(水)
自閉症・情緒障害特別支援学級 ◆入級は、申込日現在、目黒区に 住民登録のあるお子さんに限ります。	五本木小 4組	9月24日(木)
	目黒中央中 しいの木学級	9月30日(水)

■ 提出書類

提出書類	対象者	補足
発達検査結果	全員	発達検査を受けたことがある場合は、直近のものをご提出ください。就学相談係で検査することもできます。
各種手帳の写し	お持ちの方のみ	愛の手帳 身体障害者手帳 など
医師診察記録	肢体不自由特別支援学級 または自閉症・情緒障害 特別支援学級をご希望の方	本冊子巻末 または 区公式ウェブサイトから ダウンロード



就学支援委員会等開催予定一覧(R9.4 入学予定者対象)

教育委員会が指定したいずれかの日に、
お子さんと保護者の方の面接やお子さんの行動観察を実施します。

■ 小学校 開催予定

種別	申込締切	就学支援委員会等 開催日	場所
① 肢体不自由特別支援学級 (油面小学校 わかたけ学級)	9/30(水)	11/5(木)	油面小
② 自閉症・情緒障害特別支援学級 (五本木小学校 4組)	9/24(木)	体験授業(参加必須) 10/19(月)	五本木小
		面接 10/27(火)	総合庁舎
③ 難聴・言語障害通級指導学級 (東根小学校 きこえとことばの教室)	9 月末 ■締切後も 随時受付	12/10(木) 2/18(木) ■他の委員会への出席を 依頼する場合あり	東根小
④ ①～③以外の学級や支援		7/2(木) 11/19(木) 7/9(木) 11/26(木) 7/30(木) 12/17(木) 8/27(木) 12/24(木) 9/3(木) 1/14(木) 10/8(木) 1/28(木) 10/22(木) 2/4(木)	総合庁舎

■ 中学校 開催予定

種別	申込締切日	就学支援委員会 開催日時	場所
① 肢体不自由特別支援学級 (大鳥中学校 7組(わかたけ))	9/30(水)	11/5(木)	油面小
② 自閉症・情緒障害特別支援学級 (目黒中央中学校 しいの木学級)		体験授業(参加必須) 11/4(水)	目黒 中央中
		面接 11/10(火)	総合庁舎
③ ①②以外の学級や支援を希望	9 月末 ■締切後も 随時受付	7/16(木) 9/24(木) 12/3(木) 1/21(木)	総合庁舎

II 学びの場の種類

1 学びの場の概要

■ 通常の学級（特別支援教育支援員の配置）

通常の学級では、学習面及び生活面での支援を必要とするお子さんのために必要に応じて特別支援教育支援員を配置しています。

特別支援教育支援員は、お子さんへの言葉かけや促しなどを行います。

入学後、学校での様子を観察し、配置する時間（週に2時間程度）を決めていきます。

■ 特別支援教室（在籍校内通級）

全般的な知的発達に遅れがなく、通常の学級での学習におおむね参加でき、自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害、情緒障害等により、一部特別な支援を必要とするお子さんを対象としています。

特別支援教室拠点校の教員がお子さんの状態に応じた巡回指導を行っています。週8時間を上限として決められた曜日や時間に、個別や小集団での指導を行います。教科の補習ではなくソーシャルスキルや学び方等を学習します。

■ 小学校 難聴・言語障害通級指導学級（東根小学校への通級）

全般的な知的発達に遅れがなく、通常の学級での学習におおむね参加でき、きこえ(聴力)の障害及びことば(言語)の遅れ、発音に課題のあるお子さんについて、状態に応じた指導を行っています。

■ 特別支援学級(固定学級) ➡ 一覧 | P10・11

障害の種別(目黒区は知的障害、肢体不自由、自閉症・情緒障害)ごとに設置された少人数学級で、一人ひとりのお子さんの状況に合わせ、個別指導計画に基づいた指導を行っています。

知的特別支援学級は通学区域を定めています(➡ P14)。

肢体不自由特別支援学級はスクールバスを利用できます。

■ 特別支援学校(都立・国立等) ➡ 一覧 | P12・13

障害種別(視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由等)や状況に合わせた施設設備や教材教具などが整備されており、専門的な指導を行っている学校です。

お子さん一人ひとりの状況に合わせた個別指導計画を作成し、十分な指導体制のもと、きめ細かい指導を行います。

また、小学部・中学部・高等部等があり、一貫した教育を行っています。

知的障害・肢体不自由対象の特別支援学校はスクールバスを利用できます。

視覚障害対象の特別支援学校はスクールバスや寄宿舎が利用できる場合があります。

2 学びの場の種別や学習・指導、支援の内容など

区分	区立		都立
	通常の学級	特別支援学級	特別支援学校 (知的障害)
定数	35名(小1～6年・中1) 40名(中2・中3)	8名	普通学級：6名 重度・重複学級：3名 (高等部は8名)
教員数	1学級1名	学級数+1名	1学級1名
授業形態	<ul style="list-style-type: none"> ・一斉指導 ・習熟度別指導 ※課題に応じて様々な形態をとる	<ul style="list-style-type: none"> ・小集団指導が中心 ・実態に応じて、通常の学級との交流及び共同学習 ・他校の学級との交流及び共同学習(知的及び肢体) 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別指導 ・小集団指導 ・地域の学校との副籍交流学習
教育課程編制例※(時間割)	【小学校】 国語科、算数科、生活科(1・2年)、音楽科、図画工作科、体育科、道徳科、特別活動、社会科(3～6年)、理科(3～6年)、外国語活動(1～4年)、外国語科(5～6年)、総合的な学習の時間(3～6年) 【中学校】 国語科、社会科、数学科、理科、音楽科、美術科、保健体育科、技術・家庭科、道徳科、国際科、外国語科、総合的な学習の時間、特別活動	■知的障害(例) 【小学校】 国語科、算数科、音楽科、図画工作科、体育科、総合的な学習の時間(3～6年)、道徳科、特別活動、生活単元学習、日常生活の指導、自立活動 【中学校】 国語科、社会科、数学科、理科、音楽科、美術科、保健体育科、技術・家庭科、道徳科、外国語活動(3～6年)、総合的な学習の時間、特別活動、生活単元学習、作業学習 ■自閉症・情緒障害 通常の学級の各教科に自立活動が加わる	各教科等 【小学部】 国語科、算数科、生活科、音楽科、体育科、図画工作科、道徳科、外国語活動、特別活動、自立活動、 【中学部】 国語科、数学科、音楽科、保健体育科、美術科、道徳科、外国語科、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動、職業・家庭
			合わせた指導 日常生活の指導、生活単元学習、社会性の学習(自閉症学級のみ)、遊びの指導(小学部)、作業学習(中学部)
指導	小・中学校の学習指導要領と教育課程に沿った指導(特別支援教室に入室している場合などは、個別指導計画を立てています。)	■知的障害 個別指導計画をもとに、一人ひとりの実態に合わせた指導 ■自閉症・情緒障害 通常の学級に準じた指導	個別指導計画をもとに、一人ひとりの実態に合わせた指導(身辺自立を含む)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・きこえとことばの教室への通級 ・特別支援教室の入室 ・特別支援教育支援員の配置 	<ul style="list-style-type: none"> ・目黒区では、知的障害、自閉症・情緒障害、肢体不自由の学級を設置 ・特別支援学級補助員、交流及び共同学習支援員を必要に応じて学級に配置 	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者、病弱者を対象者とした特別支援学校 ・副籍制度の利用 ・講師、介護職員等を必要に応じて配置

Ⅲ 就学先と障害のめやす → 詳細 | P24

1 特別支援学級(固定学級)が対象とする障害の程度

知的障害 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり、日常生活で一部援助が必要な方

肢体不自由 補装具によっても歩行や筆記等の日常生活においての基本的な動作に軽度の困難がある方

自閉症・情緒障害 知的発達の遅れがなく心理的な要因による選択性かん黙等がある方
自閉症等により他人との意思疎通が困難な方

→ 目黒区の学級について | P8

2 特別支援学校が対象とする障害の程度

視覚障害 ① 両眼の矯正視力がおおむね0.3未満
② 視力以外の高度の視機能障害
上記のうち、拡大鏡等によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な方

聴覚障害 両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上で補聴器等によっても通常の話声の理解が不可能又は著しく困難な方

知的障害 ① 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活で頻繁に援助が必要な方
② 上記の程度に達しないが社会生活への適応が著しく困難な方

肢体不自由 ① 補装具によっても歩行、筆記等、日常生活の基本的動作が不可能又は困難な方
② 上記の程度に達しないが常時医学的な観察指導が必要な方

病弱・身体虚弱 ① 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患等の疾患の状態が継続して医療(または生活規制)が必要な方
② 身体虚弱の状態が継続して生活規制が必要な方

目黒区の自閉症・情緒障害特別支援学級

自閉症・情緒障害特別支援学級では、多人数で生活することを苦手とする児童・生徒が、安心して学習できる少人数での学校生活を通して、コミュニケーションに関する困難の改善を図ります。

目黒区では、五本木小学校(4組)と目黒中央中学校(しいの木学級)に設置しています。

■ 目標

以下のようなコミュニケーションに関する困難の改善を図ることで、進級や進学を機に通常の学級に学びの場を移していくことを目標としています。

- ① あいさつ等、他の人から働きかけがあったときの適切な対応方法を身につける
- ② 人に対する緊張や不安を緩和し、他の人に働きかける方法を身につける

■ 対象

申込日現在、目黒区に住民登録のある方

知的障害のない児童・生徒で次のいずれかに該当する方

- ア 主として心理的な要因による選択性かん黙等があり、社会生活への適応が困難である程度のもの
- イ 自閉症またはそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもの

■ 学級編成(1クラスの人数)

1学級 8名(他の特別支援学級と同じ、小・中学校共通)

注意事項

本学級が対象とする情緒障害者としての様態は「選択性かん黙」に限ります。他傷行為等がある児童・生徒は、自閉症等の診断があっても対象としておりません。

教科等の学習内容は通常の学級と同じです。

通常の学級では学ばない「自立活動」の時間が、小・中学校共にあり、通常の学級より学ぶ内容が多くなっています。

このため、教科学習の進度が通常の学級と異なる場合があります。

IV 小・中学校に在籍中のお子さんの相談

1 転学相談

■ 概要

学びの場（通常の学級 | 特別支援学級 | 特別支援学校 など）は、変えることができます。

学びの場を変えるための相談のことを 転学相談 といいます。

■ 対象

目黒区にお住まいの方で、通常の学級や特別支援学級、特別支援学校などに在籍している方(区外にお住まいの方は **就学相談** の手続きとなります)。

■ 流れ

P2「就学相談の流れ」に準じて進めますが、お子さんの状況により流れが変わりますので就学相談係までご連絡をお願いします。

なお、特別支援学校への転学は、年度変わりのみです(転居をのぞく)。

■ 申込期日

随時可能ですが、翌年度転学をお考えの方は 10 月末まで が目途となります。

肢体不自由特別支援学級および自閉症・情緒障害特別支援学級への転学をご希望の方は、P3 記載の申込締切がありますのでご注意ください。

2 特別支援教室への入室、難聴・言語障害通級指導学級への入級

■ 対象

目黒区立の小・中学校に在籍している児童・生徒

■ 申込方法

在籍している学校の学級担任にご相談ください。在籍校を通じての申込が必要です。

■ 申込期日

随時

申込の時期により、入室・入級まで時間がかかることがあります。

【資料集】

このページの使い方

このページでは、特別支援教育に関する学級・学校等を一覧で掲載しています。
探したい内容に応じて、次の方法でご確認ください。

- 学びの場の種類から探したい方 ➔ 学びの場ごとの学級・学校一覧 | P10
- お住まいの地域から探したい方 ➔ 通学区域で探す | P14

学びの場ごとの学級・学校一覧

(1) 特別支援学級

- 知的障害(固定学級) ➔ 通学区域で探す | P14

種別	学校名	学級名	所在地	電話番号	通学区域
小	八雲小学校	3くみ	八雲 2-5-1	03-3718-6306	通学区域 あり
	菅刈小学校	あすなろ学級	青葉台 3-3-26	03-3461-2569	
	碑小学校	4くみ	碑文谷 1-18-2	03-3714-1594	
	鷹番小学校	つくし学級	中央町 1-20-26	03-3714-2594	
中	大鳥中学校	8組	下目黒 3-23-18	03-3714-3694	
	目黒西中学校	I(アイ)組	碑文谷 4-19-25	03-3714-4594	

- 肢体不自由(固定学級)

種別	学校名	学級名	所在地	電話番号	通学区域
小	油面小学校	わかたけ学級	中町 1-5-4	03-3719-1694	区内全域
中	大鳥中学校	7組(わかたけ)	中町 1-5-4	03-3714-3694	

- 自閉症・情緒障害(固定学級)

種別	学校名	学級名	所在地	電話番号	通学区域
小	五本木小学校	4組	五本木 2-24-3	03-3711-8494	区内全域
中	目黒中央中学校	しいの木学級	中町 2-37-38	03-3711-8394	

難聴・言語障害通級指導学級

種別	学校名	学級名	所在地	電話番号	通学区域
小	東根小学校	きこえとことばの教室	東が丘 1-20-1	03-3424-4511	区内全域
中	世田谷区立駒沢中学校※1	聞こえの学級	世田谷区駒沢 2-39-25	03-3422-7401	

※1 目黒区には、中学校の「難聴・言語障害通級指導学級」の設置がありません。

そのため、通級を希望する場合は、世田谷区が設置している通級指導学級をご利用ください。利用にあたっては、目黒区の就学相談を受けただうえで、自治体間での協議が必要となります。

弱視通級指導学級※2

種別	学校名	学級名	所在地	電話番号	通学区域
小	大田区立東調布第三小学校	わかたけ学級	大田区南久が原 2-17-1	03-3750-2260	要相談
	世田谷区立笹原小学校	目の教室	世田谷区桜丘 5-19-1	03-3428-8383	

※2 目黒区には、「弱視通級指導学級」の設置がありません。

そのため、通級を希望する場合は、大田区および世田谷区が設置している通級指導学級をご利用ください。

利用にあたっては、目黒区の就学相談を受けただうえで、自治体間での協議が必要となります。

(2) 特別支援教室(拠点校)

種別	拠点校名	巡回指導を行う学校
小	中目黒小学校	下目黒小学校 中目黒小学校 田道小学校
	五本木小学校	烏森小学校 五本木小学校 鷹番小学校 上目黒小学校
	原町小学校	碑小学校 向原小学校 原町小学校
	不動小学校	油面小学校 月光原小学校 不動小学校
	中根小学校	大岡山小学校 緑ヶ丘小学校 中根小学校
	宮前小学校	八雲小学校 東根小学校 宮前小学校
	東山小学校	菅刈小学校 駒場小学校 東山小学校
中	目黒南中学校	区内の全ての中学校

(3) 都立特別支援学校

知的障害 ➡ 通学区域で探す | P14

種別	学校名	所在地	電話番号	通学区域
小・中	品川特別支援学校	品川区南品川 6-15-20	03-5460-1160	通学区域 あり
小・中	青山特別支援学校	港区南青山 2-33-77	03-3478-5061	
高 普通科	港特別支援学校	港区港南 3-9-45	03-3471-9191	
	田園調布特別支援学校	大田区田園調布 5-43-6	03-3721-6861	通学区域 なし
高	永福学園(就業技術科)	杉並区永福 1-7-28	03-3323-1380	
高	港特別支援学校 (職能開発科)	港区港南 3-9-45	03-3471-9191	
高	青鳥特別支援学校 (職能開発科)	世田谷区下馬 2-38-34	03-3424-2525	

- 就業技術科・職能開発科の通学区域については、目黒区から通いやすい学校のみを掲載しています。
- 青鳥特別支援学校(普通科)の通学区域に、目黒区は含まれていません。

肢体不自由病弱

種別	学校名	所在地	電話番号	通学区域
小・中・高	光明学園	世田谷区松原 6-38-27	03-3323-8421	区内全域

視覚障害

種別	学校名	所在地	電話番号	通学区域
幼・小・中	久我山青光学園	世田谷区北烏山 4-37-1	03-3300-6235	区内全域
高	文京盲学校	文京区後楽 1-7-6	03-3811-5714	

聴覚障害

種別	学校名	所在地	電話番号	通学区域
幼・小	大塚ろう学校	豊島区巢鴨 4-20-8	03-3918-3347	要相談
幼・小	// 永福分教室	杉並区永福 1-7-28	03-3323-8376	
中・高	中央ろう学校	杉並区下高井戸 2-22-10	03-5301-3034	区内全域

副籍制度とは

都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、
居住する地域の区市町村立小・中学校(地域指定校)に副次的な籍(副籍)をもち、
直接的な交流や間接的な交流を通じて、
居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度のことです。
原則として都立特別支援学校の小・中学部に在籍する全ての児童・生徒が、
居住地域の小・中学校に地域指定校として副籍をもつことになっています。
なお、地域指定校は、副籍制度の趣旨を踏まえ、通学区域の小学校又は中学校としています。

(4) 国立・私立特別支援学校

国立・私立学校への入学に関しては、直接当該の学校にご相談ください。

① 国立

種別	学校名	設置学部	所在地	電話
視覚	筑波大学附属 視覚特別支援学校	幼・小・中・高・専	文京区目白台 3-27-6	03-3943-5421
聴覚	筑波大学附属 聴覚特別支援学校	幼・小・中・高・専	千葉県 市川市国府台 2-2-1	047-371-4135
知的	筑波大学附属 大塚特別支援学校	幼・小・中・高	文京区春日 1-5-5	03-3813-5569
	東京学芸大学附属 特別支援学校	幼・小・中・高	東久留米市氷川台 1-6-1	042-471-5274
肢体	筑波大学附属 桐が丘特別支援学校	小・中・高	板橋区小茂根 2-1-12	03-3958-0181
自閉 知的	筑波大学附属 久里浜特別支援学校	幼・小	神奈川県 横須賀市野比 5-1-2	046-848-3441

② 私立

種別	学校名	設置学部	所在地	電話
聴覚	きこえの学校 ライシャワー学園	幼・小・中	町田市野津田町並木 1942	042-735-2361
	明晴学園	幼・小・中	品川区八潮 5-2-1	03-6380-6775
知的	愛育学園	幼・小	港区南麻布 5-6-8	03-3473-8319
	旭出学園	幼・小・中・高・専	練馬区東大泉 7-12-16	03-3922-4134

通学区域で探す

※ 住所・連絡先 → 学びの場ごとの学級・学校一覧 | P10

※ 知的障害特別支援学級・都立特別支援学校(知的障害・普通科)以外の学級・学校には、通学区域はありません。

(1) 知的障害特別支援学級の通学区域

住所地	小学校	中学校
駒場 青葉台 東山 大橋 三田 上目黒1~3丁目・5丁目 中目黒1~4丁目・5丁目1~7・22・23番 目黒1~3丁目 下目黒1~3丁目	菅刈小学校 あすなろ学級	大鳥中学校 8組
上目黒4丁目 中目黒5丁目8~21・24~28番 五本木1丁目 祐天寺 目黒4丁目 中町1丁目・2丁目1~44番	鷹番小学校 つくし学級	目黒西中学校 I(アイ)組
中町2丁目45~50番 五本木2・3丁目 中央町 鷹番 碑文谷5~6丁目		
目黒本町1丁目 下目黒4~6丁目	碑小学校 4くみ	大鳥中学校 8組
目黒本町2~6丁目 原町 洗足 南1・2丁目 碑文谷1~4丁目		目黒西中学校 I(アイ)組
南3丁目 平町 大岡山 中根 緑が丘 自由が丘 柿の木坂 八雲 東が丘	八雲小学校 3くみ	

(2) 都立特別支援学校(普通科)の通学区域 (令和8年4月現在)

町名等	小・中学部	高等部
駒場 青葉台 東山 大橋 三田 上目黒 中目黒 目黒 五本木 中町 中央町 祐天寺 鷹番2・3丁目	青山特別 支援学校	港特別 支援学校
下目黒 鷹番1丁目 南1・2丁目 碑文谷 洗足 原町 目黒本町	品川特別 支援学校	
東が丘 柿の木坂 八雲 中根 平町 南3丁目 緑が丘 自由が丘 大岡山		田園調布 特別支援学校

学校の見学について

■ 注意事項(共通)

写真及び動画等の撮影 は **一切禁止** となっております。

自転車等での来校はできません。

■ 見学方法・申込方法

必ず **事前申し込みが必要** となりますので、ご注意ください。

持ち物……室内履き(スリッパ等)、靴袋、筆記用具

種別	見学方法	申込方法
通常の学級	学校公開日に見学	区公式ウェブサイトで日程確認し、事前に学校に連絡
特別支援学級	見学会に参加	区公式ウェブサイトで日程確認し、就学相談係に連絡
特別支援学校	見学会などに参加	各学校のホームページから学校に直接申込

※ 特別支援教室の授業見学はできません。

区公式ウェブサイト

(ページ下部に学校公開日及び見学会の日程表があります。)



就学支援シートの活用(任意)

■ 目的

小学校就学前にこれまで取り組んできたことや心配なこと、配慮してほしいことを入学する学校に伝えるためのもの

■ 対象

目黒区立小学校へ入学する予定の幼児

就学相談を受けていても受けていなくてもどなたでもご活用できます。

■ 作成者

保護者と保護者が依頼した幼稚園・こども園・保育園及び療育機関等

■ 提出時期

2月から3月ごろ

■ 提出先

入学予定の小学校

事前に電話等でご連絡の上、提出日を小学校とご相談いただきご提出ください。

■ 配布先

区内の幼稚園・こども園・保育園、入学予定の小学校など

区公式ウェブサイトからもダウンロードできます。

区公式ウェブサイト
(ページ下部に就学支援シートがあります。)



楽しい学校生活のために
就学支援シート

就学支援シートは、お子さんの今まで取ってきた力を十分に発揮し、楽しく学校生活を送ることができるよう、お子さんに必要とされる配慮や配慮についてご一緒に考えていただくための資料です。

子どもには、さまざまな個性がある、豊かな個性があります。小学校への入学を控え、幼稚園・こども園・保育園等の療育機関、家庭でお子さんの成長に尽力してきてくださった、小学校に期待感を感じることがあればお知らせください。

(ご記入にあたっては、各校「就学支援シートの作成について」をご参照ください)

保護者の方がご記入ください

お子さんの名前	姓() 名()
保護者のお名前	
ご住所	目黒区

(幼稚園・保育園・こども園、療育機関の方がご記入ください)

幼稚園・保育園名称	記入者名(氏名)	() ()
療育機関等名称	記入者名(氏名)	() ()

目黒区教育委員会

その他関連事業

○ めぐる学校サポートセンター | 教育相談

不登校や人間関係、学業、行動や性格、親子関係や子育て、知能や発達などの教育上の諸問題について、教育相談員(心理の専門職)が相談に応じます。

■ 対象

目黒区在住・在園・在学の幼児・小学生・中学生・高校生(18歳まで)のお子さん本人とその保護者

■ 来室相談

直接面談により行います。(予約制 | 電話申込)

▶ 電話 | 03-3712-4601 FAX | 03-3715-2846
月曜日～土曜日(祝日・年末年始を除く)
午前9時から午後5時まで

▶ 住所 | 153-0061 目黒区中目黒 2-10-13 中目黒スクエア 4階

■ 電話相談

電話での相談を行います。(匿名で相談ができます)

▶ 電話 | 03-3710-6770 FAX | 03-3715-2846
月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)
午前9時から午後5時まで

※ 発達検査のみの依頼は、お受けしていません。

教育相談員が面談等をする中で必要と判断した場合に、発達検査を実施しています。

○ 小学校就学前ガイダンス事業

■ 目的

幼稚園・こども園、保育園などと連携した、早期からの相談・支援により、就学先に関する情報提供や就学後の適切な支援につないでいきます。

■ 事業内容

期間 | 5月から翌年2月まで

- ◆ 医師、教育心理、心理の専門家が、相談を希望する園を訪問し、保護者や教職員からの相談をお受けします。
- ◆ 区の就学相談についてのリーフレット配布により、就学情報を提供します。

■ お申し込み

在籍している園にご相談ください。

お問い合わせ

目黒区教育委員会事務局 教育支援課 特別支援教育係
153-8573 目黒区上目黒 2-19-15 目黒区総合庁舎5階
▶ 電話 | 03-5722-9322(直通) FAX | 03-3715-6951

○ 学童保育クラブ(放課後子ども対策課)

■ 入所可能な児童

学童保育クラブ利用要件に加えて、以下の条件を満たす場合に利用できます。

- 学童保育クラブで集団生活を過ごすことができる。
- 本人が自力で通所、又は保護者の責任において介助者等による通所ができる。

利用要件や詳細は区公式ウェブサイトをご確認ください。

区公式ウェブサイト

お問い合わせ

目黒区子ども若者部 放課後子ども対策課
153-8573 目黒区上目黒 2-19-15 目黒区総合庁舎 6 階
▶ 電話 | 03-5722-9861(直通) FAX | 03-5722-8715



○ 放課後等デイサービス(障害者支援課)

■ 事業内容

支援が必要と認められた学校に就学している18歳までの児童に対し、放課後や夏休みなどに生活能力向上のための訓練や集団生活を通して社会性を身につけるなどの必要な支援を行います。

利用にあたっては、区が交付する通所受給者証が必要です。

区公式ウェブサイト

利用要件や詳細は区公式ウェブサイトをご確認ください。



お問い合わせ

目黒区健康福祉部 障害者支援課

153-8573 目黒区上目黒2-19-15 目黒区総合庁舎 2階

- ▶ 知的障害・発達障害相談係(発達) 電話 | 03-5722-9510(直通)
- ▶ 知的障害・発達障害相談係(知的) 電話 | 03-5722-9851(直通)
- ▶ 身体障害者相談係 電話 | 03-5722-9850(直通)

校舎改築・新校舎整備計画

令和3年3月に策定した目黒区学校施設更新計画に基づいて、
令和4年度から区立小・中学校の建替えを順次進めています。

現在、小学校3校、中学校2校において新校舎の整備に取り組んでいます。

詳しくは、下記の建替えスケジュール及び区公式ウェブサイトをご確認ください。

区公式ウェブサイト



魅力ある学校施設への更新

区公式ウェブサイト



目黒南中学校・目黒西中学校の新校舎

《建替えスケジュール》

※今後の状況により変更する場合があります。

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)
向原小学校	設計		解体・新築工事	校庭整備 ★	新校舎完成		
目黒南中学校 (第七中・第九中の統合校)	設計		解体・新築工事、校庭整備		★	新校舎完成	
目黒西中学校 (第八中・第十一中の統合校)	設計		解体・新築工事			★	新校舎完成
鷹番小学校		準備工事	解体・新築工事			★	校庭整備 新校舎完成
下目黒小学校		仮校舎 設計		設計		解体・新築工事	
			仮校舎 整備工事			★	仮校舎完成・運用開始

▲現在

お問い合わせ

目黒区教育委員会事務局 学校施設計画課 学校施設計画担当

153-8573 目黒区上目黒2-19-15 目黒区総合庁舎5階

▶ 電話 | 03-5722-9307(直通) FAX | 03-5722-9333

用語集 ～就学相談でよく出てくる言葉～

この用語集は、就学相談でよく使われる言葉を、わかりやすくまとめたものです。

用語	用語の解説
学びの場	通常の学級、特別支援教室、通級指導学級、特別支援学級、特別支援学校など、お子さんが学ぶ環境の総称です。
通常の学級	地域の小・中学校にある一般的な学級です。必要に応じて配慮や支援が行われます。
特別支援教室	通常の学級に在籍し、必要な時間だけ少人数や個別で、発達の特性などに応じた支援や指導を受ける場です。教科の補習を行う場ではありません。
通級指導学級	通常の学級に在籍し、言語や聞こえなどの課題に応じた専門的な指導を受けるため、決まった時間に通う学級です。
特別支援学級	障害の種別や状況に応じて区内の学校に設けられた少人数の学級です。一人ひとりに合わせたペースや方法で学習します。通常の学級との交流学习や活動があります。
特別支援学校	専門的な設備や体制が整った学校です。学習面だけでなく生活面や医療的な配慮も含めて、安心して学ぶことができます。
就学相談	配慮や支援が必要なお子さんについて、就学先や支援の内容を検討し、お子さんに合った学び方を一緒に考える相談です。
就学支援委員会	お子さんの行動観察、保護者及びお子さんとの面接、発達検査や、園からの資料などをもとに、医療や教育の専門家がお子さんに合った学びの場について話し合っ意見をもとめる会です。就学先を決定する場ではありません。
行動観察	小集団での活動を実施し、集団の中での様子を確認し、得意なことや苦手なこと等、就学の参考とするものです。
発達検査	子どもの心身の発達の特徴（運動機能、理解力、判断力、言語力、社会性など）を客観的に把握するためのテストです。
就学先の決定	教育の専門家、医師等の意見を参考にしながら、保護者と教育委員会との話し合いを基に就学先を決定します。

用語	用語の解説
副籍交流	<p>都立特別支援学校に在籍するお子さんが、地域指定校の学校の子どもたちと交流する制度です。</p> <p>交流方法には、直接授業や行事に参加する直接交流、お便りを交換する間接交流などがあり選ぶことができます。</p>
教育的ニーズ	<p>学習や学校生活の中で、お子さんが力を発揮するために必要な支援や配慮のことです。</p>
合理的配慮	<p>障害のあるお子さんが、他の子どもたちと同じように学べるよう、学校生活の中で行う工夫や調整のことです。</p>

特別支援学校・特別支援学級・通級による指導の対象となる障害種と程度

	特別支援学校	特別支援学級	通級による指導（※）
視覚障害者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のものうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの	【弱視者】拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの	【弱視者】拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの	【難聴者】補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが困難な程度のもの	【難聴者】補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが困難な程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
知的障害者	一 知的発達に遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のも 二 知的発達に遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの	知的発達に遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも	
肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のも 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のも	補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも	肢体不自由の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき一部特別な指導を必要とする程度のも
病弱者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のも 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のも	一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のも 二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のも	病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき一部特別な指導を必要とする程度のも
言語障害者		口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者(これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。)で、その程度が著しいもの	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者(これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。)で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも
自閉症者		一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも 二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも	自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも
学習障害者			全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のも
多動性・注意欠陥障害者			年齢又は発達に釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のも
法等	学校教育法施行令22条の3	「756号通知」及び「1178号通知」	

※自閉症者、情緒障害者、学習障害者、注意欠陥多動性障害者については特別支援教室での指導の対象

- 東京都教育委員会「令和7年度 就学相談の手引き」より抜粋
- 目黒区内に設置がない学級等があります。➡ 詳細 | P10

医 師 診 察 記 録

フリガナ 児童・生徒氏名		作成年月日	令和 年 月 日
診断名等	知的障害の有無（有 無）		
所見（学校生活を送る上での医療的な観点からの配慮事項を記入して下さい）			
病状や治療			
教育・指導をする上での 配慮点 （医学的観点について 記述してください）			
学校生活での注意点・ 配慮点について	運動・姿勢について 心臓の管理区分（ ） 食事・栄養について 宿泊行事 食物アレルギー なし・あり（ ） 薬物アレルギー なし・あり（ ）		

医療的ケアについて	必要な医療的ケア		
	その他の必要なケア（姿勢保持装具・姿勢誘導等）		
服薬について			
その他			
主治医		病院名	
診察者（記入者）※	氏名	※	診察科目

※主治医の方が作成した場合は、「同上」とご記入して下さい。

○提出期限

肢体不自由特別支援学級（油面小・大鳥中） 令和8年9月30日（水）

自閉症・情緒障害特別支援学級（五本木小） 令和8年9月24日（木）

自閉症・情緒障害特別支援学級（目黒中央中） 令和8年9月30日（水）

就学相談受付・問合せ先

目黒区教育委員会事務局 教育支援課 就学相談係

153-8573 目黒区上目黒2-19-15 目黒区総合庁舎5階

▶ 電話 | 03-5722-9305(直通) FAX | 03-3715-6951